

No.	質 疑 内 容 等	回 答 な ど
1	7区地域への下水道整備はいつ頃行われますか。 また、下水道整備がされた時に下水道への接続は必ずしないといけないのですか。	下水道地域を広げるために新たなポンプ場を整備し、ポンプ場から甘木鉄道高架下まで整備する計画となっています。ポンプ場が令和7年度末に完成するため、一番早くて令和8年度からとなります。7区は工場団地がありますので、工場団地内の整備を令和10年度末を完了予定とし、工場団地以南の区域である北奈良田、南奈良田などの整備については、令和11年度以降を予定しています。 西長野地区については、高島団地の南付近まで既に污水管が整備されているため、令和8年度の整備を予定しています。 長ノ原地区については、鳥栖市の管を使用することをお願いできないか協議をしようとしているところです。 下水道整備後の下水道への接続については、法律上の義務となっておりますが、家庭の事情等については相談を受け、寄り添っていきたく考えています。 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に換える際の補助金がありますので、活用されてください。
2	令和3年頃から要望した舗装修繕等の順番はどうなっていますか。 (町道野口村中線、町道長野1号線、町道弓場下2号線、町道南奈良田村中線)	区長からの要望とまちづくり提案の整理ができておらず申し訳ありませんでした。現在は、優先順位付けができています。 弓場下2号線については、今年度維持補修工事を行う予定としており、令和7年度には長野1号線の舗装修繕を行う予定としております。 野口村中線の路肩修繕については令和8年度、南奈良田村中線の拡幅については令和9年度に実施を予定しているようですが、この2路線は再確認いたします。 【後日追記】 野口村中線の排水対策については現地調査と測量を令和6・7年度に行い、令和8年度に維持補修工事を行います。道路拡幅については幅員を4m以上としておりますので、南奈良田村中線の拡幅には用地提供(寄付)が必要となります。用地の提供が可能でしたら現地調査測量を令和7年度に行い8年度の維持補修工事を行います。
3	上記の要望に対する回答を文書でもらいたい。 できない理由があればそれも記入いただくと、要望者に説明しやすい。	本日の議事録は、町のホームページに掲載します。

No.	質 疑 内 容 等	回 答 な ど
4	町道法面の草刈りについて、管理する人がいなくなっており、今後どのようなになるのか。町道であれば、建設課に要望書を提出すれば、町で検討してもらえるのか。	田んぼをやっている方の田んぼに関わる町道の法面はその方で管理をお願いし、田んぼでなくなったものは町で行っています。農業用水路についても水利権者でお願いし、農業をしなくなった場合は町で行っています。町で行う範囲の検討をしているところです。 要望書を提出いただいても、1件だけの検討ではなく、まとめたの検討となり、ルールを決めていくことになります。
5	さくらロードの桜の木剪定で、工場側に入っている枝の剪定を町で行ってほしい。 また、さくらロードの桜の木の根が町道のアスファルトを持ち上げて所々で通行に支障がありますので、町道の補修をお願いします。 昨年度も同じ質問を提出し、「町でも何ができるか検討したい」と回答いただいていた。 さくらロードについて、協働のまちづくりとして、7区自治会と隣接する企業と行政で造ったものであり、7区自治会が単独で造ったものではないということは理解していただきたい。	大変申し訳ありませんが、担当課に再確認します。 【後日追記】 さくらロードの桜は、周辺の企業の協賛金と県の「さが緑の基金」を活用し、企業との協働で植樹された第7区所有の桜になります。そのため、企業の敷地に入っている枝については、7区から企業に伐採のお願いをしていただければと思います。 アスファルトが破損した箇所についての補修を行うことは可能です。ただし、桜の木の影響であるならば桜の木を伐採する必要がありますので地元のご理解をお願いいたします。 また、町道の通行に支障をきたしているものや枯れているものについては、地元と協議し承認があれば町で伐採を行うことが可能です。
6	野口の調整池の南側にある桜(6本)について、民家の方に入り込んだり、腐食しているものもあるので、6本とも根から伐採してほしい。	元々は、町開発公社の土地であるならば、町有地なので比較的簡単に調整できるかもしれません。 【後日追記】 野口の調整池の南側にある桜(6本)については、根元から伐採する方向で進めていきたいと思っています。来年度当初予算に計上予定です。
7	令和4年度町長懇談会で7区区域内で50戸連たんによる住宅開発が可能ではあるとの回答がありましたが、どのようなになっていますか。	令和5年4月に鳥栖市今町が50戸連たん制度の区域指定を受けました。これに伴い、基山町でも今町に隣接する7区の西長野地区・長ノ原地区で50戸連たんの策定を進めることとし、令和5年8・9月に第7区の西長野地区・長ノ原地区で50戸連たんについての説明会を行いました。その後、50戸連たんの区域指定を受けるため、令和6年6月末に佐賀県の開発審査会において事前説明をし、現在県から指摘を受けた区域の検討や図面等の修正を行っているところです。令和7年3月末までに50戸連たんの区域指定を受け、住宅開発が可能になるよう、取り組んでまいります。 区域指定を受けた後、どのようにしたらうまく進むのか検討しており、進みだしたら早いと思っています。

No.	質 疑 内 容 等	回 答 な ど
8	50戸連たん制度と地区計画では、どちらが早く進むのか。	地区計画では、家が間にある区域は指定ができませんし、50戸連たん制度は家と家の空いている所で行います。50戸連たん制度は家がある所でしかできませんので、空き地ではできません。田んぼのみのところは、50戸連たん制度は行えません。地区計画ができない所を50戸連たん制度で行います。
9	前述の質問(No.7)に関連して、6月に佐賀県に説明をしたとのことですが、その前に西長野地区などに対して50戸連たん区域の話はされたのか。	佐賀県に図面を確認してもらっているので、地域が限定されているはずなので、地元には区域の説明をしていると思いますが、誰に言ったのか、どこまで了解をとったのかを確認します。併せて、後から修正することができるのかも確認します。 【後日追記】 令和5年8・9月の西長野地区・長ノ原地区で50戸連たんについての説明会後に、令和6年6月に佐賀県の開発審査会において、50戸連たんに取り組む旨の説明をしております。 今回、令和6年10月26日に長ノ野原地区、10月31日に西長野地区で50戸連たんの区域案を説明しました。今後、佐賀県の開発審査会において審議していただき、令和7年3月末の告示を目指します。
10	西長野地区の50戸連たんに関係して、対象区域の道が狭い	ミニ開発より小さなミニミニ開発をしていくことになると思いますが、50戸連たんの全国のモデルとなるようにやっていきます。7区でうまくいけば、1区、2区、4区、6区でもできそうな地域がいくつかあります。西長野地区のどこをどうするのか、青写真が必要であると思います。
11	山下川の上野上橋下流右岸側の堤防を通行しやすいように堤防幅の確保をお願いします。	ご意見をいただいた道路は河川管理用道路となりますので、佐賀県土木事務所より周辺の事業者等に指導を行っていただくよう担当課から依頼をしておりますが、私の方からも所長に依頼しておきます。 【後日追記】 後日、事業者によって対応され、堤防幅が適切に確保されていることを確認しました。
12	7区公民館の前から高速道路側道に抜ける道に、減速表示などの看板や標識を設置してほしい。	担当課と警察で現地を確認します。スピードを出している現場は確認できないかもしれませんが、地形などからどのような対策が一番いいかを判断します。 【後日追記】 11月7日に警察、区長と現地を確認した結果、スピード落とせの看板を設置する予定です。

No.	質 疑 内 容 等	回 答 な ど
13	通学路である荒籠線でスピードが出ている車や大型車の侵入が多い。 7区から減速効果のため、ラバーポール設置の要望はしている。 大型車侵入については、看板の設置はあるが、3号線に近いところに設置できないか、もう一度確認してほしい。	大型車侵入禁止の看板の設置箇所等の経緯について確認します。 【後日追記】 荒籠線の減速対策につきましては、11月7日に警察、区長と現地を確認し、減速に効果があるラバーポールを設置する予定です。また、大型車進入禁止の看板設置につきましては、以前協議したときにガソリンスタンドの営業があるため、現在の位置になった経緯があり、3号線に近いところへの設置は難しいです。